

平成 24 年 2 月 2 日
福祉部介護保険課

第 5 期（平成 24～26 年度）介護保険事業期間の介護保険料について（案）

1 人口・認定者数推計

（単位：人）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総人口	706,784	707,849	708,459	710,778	712,907	714,852
65 歳以上	135,738	137,487	137,983	142,228	146,539	150,334
認定者数	21,527	22,633	24,765	25,989	27,303	28,540

※認定者数には第 2 号認定者を含む。

2 介護サービス費

（単位：百万円）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
居宅サービス	18,736	20,278	21,974	23,377	24,471	25,414
施設サービス	10,177	10,350	10,346	10,773	11,668	13,576
地域密着型サービス	1,634	1,831	2,200	2,872	3,462	3,898
計	30,547	32,459	34,520	37,022	39,601	42,888

※21・22 年度は実績、23 年度以降は推計値

3 第 5 期介護保険事業経費および必要保険料額

（単位：百万円）

	24 年度	25 年度	26 年度	第 5 期 合計
総経費 A	39,846	42,730	46,411	128,987
第 1 号被保険者の保険料で賄うべき額 B	8,432	9,042	9,821	27,296
介護保険給付費準備基金取崩額 C	371			
東京都介護保険財政安定化基金取崩額 D	352			
必要保険料額 B - (C + D)	26,572			

4 第5期介護保険料設定の考え方

第5期における介護保険料については、以下の基本的な考え方と留意点を踏まえ設定しました。

(1) 基本的な考え方

- ①介護サービスが十分に行われる状態を目指し、施設整備・サービスの充実を推進
- ②対象者の的確な把握・収納対策強化等により、財源確保に努める
- ③被保険者の負担能力に応じた保険料設定となるよう
 - ア 特例第3段階の創設・特例第4段階の維持による低所得者対策の充実 (表1)
 - イ 第6段階以上の料率の引き上げ (表2)
- ④介護給付費準備基金・東京都介護保険財政安定化基金の活用による介護保険料の上昇抑制

(2) 留意すべき事項

- ①第1号被保険者数の増加に伴う介護給付費の増加
- ②介護サービス事業者の報酬改定による介護給付費の増加
- ③第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合の変更に伴う第1号被保険者負担の増加
- ④介護給付費準備基金残高の大幅な減少 (表3)
- ⑤東京都介護保険財政安定化基金の借り入れの可能性

(表1) 低所得者対策の充実 (特例第3段階の創設)

第4期			第5期		
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	0.7	特3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.60
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70			

(表2) 第6段階以上の料率の引上げ

第4期			第5期
第6段階	125万円以上 200万円未満	1.2	1.22
第7段階	200万円以上 300万円未満	1.3	1.35
第8段階	300万円以上 400万円未満	1.4	1.49
第9段階	400万円以上 600万円未満	1.5	1.65
第10段階	600万円以上 800万円未満	1.6	1.82
第11段階	800万円以上 1,000万円未満	1.7	2.00
第12段階	1,000万円以上	1.8	2.20

(表3) 介護保険給付費準備基金の推移

(単位：百万円)

年度	12	13	14	15	16	17
残額	1,022	2,105	2,387	2,645	2,631	2,355
年度	18	19	20	21	22	23
残額	2,475	2,983	3,552	3,062	2,171	371

5 第5期介護保険料算定内容

第5期の基準月額保険料は、以下の要素を差し引きした結果、合計で1,294円上昇したものです。

(1) 上昇につながる要素 合計 2,184円

- ① 支出の増 1,024円
- 内訳 利用者の増加に伴う自然増 492円
 介護サービスの充実 398円
 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 (226円)
 グループホーム等 (132円)
 24時間対応型定期巡回・随時対応サービス (40円)
 介護報酬改定 134円
- ② 収入の減 40円
 低所得者対策の充実 (特例第3段階の創設) 40円
- ③ 第4期における基金の活用 850円
 内訳 介護給付費準備基金の活用 760円
 介護従事者処遇改善交付金の活用 90円
- ④ その他 270円
 第1号被保険者負担割合の変更 (20%→21%) 270円

(2) 上昇抑制につながる要素 合計 890円

- ① 収入の増 560円
 内訳 第1号被保険者の増加による自然増 300円
 被保険者の高齢化等に伴う国庫支出金の増加 260円
- ② 基金の活用 150円
 内訳 練馬区介護給付費準備基金の活用 80円
 東京都介護保険財政安定化基金の活用 70円
- ③ 第6段階以上の料率の引上げ 180円



第4期の基準額から1,294円の上昇。	年額	62,930円
	月額	5,244円

6 第4期と第5期における介護保険料の比較

第4期（平成21～23年度）				第5期（平成24～26年度）				差・増加率	
段階	対象者	料率	年額 (月額)※	段階	対象者	料率	年額 (月額)※	年額 (月額)	増加率
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	0.5	23,700 (1,975)	1	同左	0.50	31,470 (2,622)	7,770 (647)	32.8%
2	世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計(以下「年金収入額等」)が80万円以下	0.5	23,700 (1,975)	2	同左	0.50	31,470 (2,622)	7,770 (647)	32.8%
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が80万円超	0.7	33,180 (2,765)	特 3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下	0.60	37,760 (3,146)	4,580 (381)	13.8%
				3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が120万円超	0.70	44,050 (3,670)	10,870 (905)	32.8%
特 4	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円以下	0.8	37,920 (3,160)	特 4	同左	0.80	50,350 (4,195)	12,430 (1,035)	32.8%
4	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円超	1.0	47,400 (3,950)	4	同左	1.00	62,930 (5,244)	15,530 (1,294)	32.8%
5	本人特別区民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.1	52,140 (4,345)	5	同左	1.10	69,230 (5,769)	17,090 (1,424)	32.8%
6	125万円以上 200万円未満	1.2	56,880 (4,740)	6	同左	1.22	76,780 (6,398)	19,900 (1,658)	35.0%
7	200万円以上 300万円未満	1.3	61,620 (5,135)	7	同左	1.35	84,960 (7,080)	23,340 (1,945)	37.9%
8	300万円以上 400万円未満	1.4	66,360 (5,530)	8	同左	1.49	93,770 (7,814)	27,410 (2,284)	41.3%
9	400万円以上 600万円未満	1.5	71,100 (5,925)	9	同左	1.65	103,840 (8,653)	32,740 (2,728)	46.0%
10	600万円以上 800万円未満	1.6	75,840 (6,320)	10	同左	1.82	114,530 (9,544)	38,690 (3,224)	51.0%
11	800万円以上 1,000万円未満	1.7	80,580 (6,715)	11	同左	2.00	125,860 (10,488)	45,280 (3,773)	56.2%
12	1,000万円以上	1.8	85,320 (7,110)	12	同左	2.20	138,450 (11,537)	53,130 (4,427)	62.3%

※（月額）は、年額を12か月で除した場合の参考表示（1円未満切捨）です。